

平成27年第7回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成27年7月14日(火)

午後1時30分開会

801会議室

日程	議 題
第1	会議録署名委員の指名
第2	議案第31号 小金井市立図書館規則の一部を改正する規則について
第3	議案第34号 小金井市公民館企画実行委員の委嘱に関し同意を求めることについて
第4	報 告 事 項
	1 平成27年第2回小金井市議会定例会について
	2 特別支援教室の導入について
	3 平成28年度使用教科書の採択方針等の概要報告
	4 海の移動教室について
	5 玉川上水人道橋の橋名の決定について
	6 小金井チャレンジデー2015について
	7 その他
8 今後の日程	
第5	代処第10号 職員の分限処分に関する代理処理について
第6	議案第32号 職員の兼職について
第7	議案第33号 職員の分限処分について

議案第31号

小金井市立図書館規則の一部を改正する規則

小金井市立図書館規則の一部を別紙のように改正する。

平成27年7月14日提出

小金井市教育委員会  
教育長 山本修司

(提案理由)

小金井市立図書館東分室の開館時間及び休館日を変更する必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市立図書館規則の一部を改正する規則

小金井市立図書館規則（昭和40年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小金井市立図書館東分室の項中「午前10時」を「午前9時」に、「午後5時」を「午後7時」に改める。

第3条の表中「東分室及び」を削り、「貫井北分室」を「東分室及び貫井北分室」に改める。

### 付 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

小金井市立図書館規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考																																				
<p>(開館時間)</p> <p>第2条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="159 411 974 630"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>略称</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td>小金井市立図書館東分室</td> <td>東分室</td> <td>午前9時から午後7時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <table border="1" data-bbox="159 798 983 1268"> <thead> <tr> <th colspan="2">省略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑分室</td> <td>(1) 毎週火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日 (3) 1月2日及び同月3日 (4) 12月29日から同月31日まで (5) 毎月第1金曜日</td> </tr> <tr> <td>東分室及び貫井北分室</td> <td>(1) 1月1日から同月3日まで (2) 12月29日から同月31日まで (3) 毎月第1火曜日及び第3火曜日</td> </tr> </tbody> </table> <p>付 則 この規則は、平成27年8月1日から施行する。</p>	名称	略称	開館時間	省略			小金井市立図書館東分室	東分室	午前9時から午後7時まで	省略			省略		緑分室	(1) 毎週火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日 (3) 1月2日及び同月3日 (4) 12月29日から同月31日まで (5) 毎月第1金曜日	東分室及び貫井北分室	(1) 1月1日から同月3日まで (2) 12月29日から同月31日まで (3) 毎月第1火曜日及び第3火曜日	<p>(開館時間)</p> <p>第2条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1068 411 1883 630"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>略称</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td>小金井市立図書館東分室</td> <td>東分室</td> <td>午前10時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1068 798 1897 1268"> <thead> <tr> <th colspan="2">省略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東分室及び緑分室</td> <td>(1) 毎週火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日 (3) 1月2日及び同月3日 (4) 12月29日から同月31日まで (5) 毎月第1金曜日</td> </tr> <tr> <td>貫井北分室</td> <td>(1) 1月1日から同月3日まで (2) 12月29日から同月31日まで (3) 毎月第1火曜日及び第3火曜日</td> </tr> </tbody> </table>	名称	略称	開館時間	省略			小金井市立図書館東分室	東分室	午前10時から午後5時まで	省略			省略		東分室及び緑分室	(1) 毎週火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日 (3) 1月2日及び同月3日 (4) 12月29日から同月31日まで (5) 毎月第1金曜日	貫井北分室	(1) 1月1日から同月3日まで (2) 12月29日から同月31日まで (3) 毎月第1火曜日及び第3火曜日	<p>東分室の開館時間の変更</p> <p>東分室の休館日の変更</p>
名称	略称	開館時間																																				
省略																																						
小金井市立図書館東分室	東分室	午前9時から午後7時まで																																				
省略																																						
省略																																						
緑分室	(1) 毎週火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日 (3) 1月2日及び同月3日 (4) 12月29日から同月31日まで (5) 毎月第1金曜日																																					
東分室及び貫井北分室	(1) 1月1日から同月3日まで (2) 12月29日から同月31日まで (3) 毎月第1火曜日及び第3火曜日																																					
名称	略称	開館時間																																				
省略																																						
小金井市立図書館東分室	東分室	午前10時から午後5時まで																																				
省略																																						
省略																																						
東分室及び緑分室	(1) 毎週火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日 (3) 1月2日及び同月3日 (4) 12月29日から同月31日まで (5) 毎月第1金曜日																																					
貫井北分室	(1) 1月1日から同月3日まで (2) 12月29日から同月31日まで (3) 毎月第1火曜日及び第3火曜日																																					

議案第34号

小金井市公民館企画実行委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市公民館条例第21条に定める小金井市公民館企画実行委員（第23期）を別紙のとおり委嘱するため、同条例第22条の規定に基づき教育委員会の同意を求める。

平成27年7月14日提出

小金井市教育委員会  
教育長 山本 修司

（提案理由）

第23期小金井市公民館企画実行委員に欠員が生じ、補充する必要があるので、本案を提出するものであります。

別 紙

小金井市公民館企画実行委員候補者名簿（第23期）

任期 自：平成27年 7月21日

至：平成28年 7月20日

成人教育・文化活動部門

館 名	氏 名	立候補・推薦団体等	備 考
本町分館	原島 茂	立候補	3 期

## 第23期小金井市公民館企画実行委員候補者概要

- 1 定 員 1人
- 2 任 期 平成27年7月21日～平成28年7月20日
- 3 男 女 別 数 男性 1人
- 4 年 齢 77歳
- 5 新任・再任別 再任（3期目）
- 6 選 任 基 準 小金井市公民館企画実行委員選出要綱

第23期小金井市公民館企画実行委員概要（候補者含む）

- 1 定 員 30人
- 2 任 期 平成26年 7月21日～平成28年7月20日（29人）  
平成27年 7月21日～平成28年7月20日（1人）
- 3 男女別数 男性 18人（60%） 女性 12人（40%）
- 4 平均年齢等 平均年齢 70歳（男性70歳・女性70歳）  
最高年齢 82歳（女性）  
最小年齢 60歳（女性）  
年代別男女別人数
- |      | 男性  | 女性 | 合計  |
|------|-----|----|-----|
| 60歳代 | 12人 | 6人 | 18人 |
| 70歳代 | 6人  | 4人 | 10人 |
| 80歳代 | 1人  | 1人 | 2人  |
- 5 新任・再任別 新任 7人（23%）  
2期目 12人（40%）  
3期目 11人（37%）
- 6 選任基準 小金井市公民館企画実行委員選出要綱



○小金井市公民館企画実行委員選出要綱

平成4年5月13日制定

改正

平成8年6月1日

平成14年4月8日

平成16年6月28日

平成24年7月5日

平成26年3月31日教委要綱第4号

小金井市公民館企画実行委員選出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市公民館条例（昭和43年条例第15号）第21条の規定に基づき設置する公民館企画実行委員の候補者（以下「実行委員候補者」という。）の選出について必要な事項を定めることを目的とする。

(実行委員の区分及び委嘱人数)

第2条 委嘱する実行委員の定数は30人以内とし、区分ごとの人数は、次の表に定めるとおりとする。ただし、実行委員が任期途中で退任した場合は、必要に応じて補充できるものとし、その補充する実行委員の任期は、前任者の残任期間とする。

区分	人数
本館所属実行委員	5人以内
本町分館所属実行委員	5人以内
貫井南分館所属実行委員	5人以内
東分館所属実行委員	5人以内
緑分館所属実行委員	5人以内
貫井北分館所属実行委員	5人以内

(選出の基準)

第3条 実行委員候補者の選出は、次の基準に基づき行うものとし、退任による補充の場合

も同様とする。

- (1) 応募時に18歳以上であって、市内在住、在勤又は在学の者
  - (2) 公民館事業に理解と熱意を持ち、積極的に活動する意欲のある者
- (選出の方法)

第4条 第2条に定める実行委員候補者は、次の方法により選出するものとし、任期途中で  
の退任による補充の場合も、また、同様とする。

- (1) 公民館運営審議会が、現行企画実行委員の中から若干名を推薦することができる。
- (2) 公民館を引き続き6か月以上継続して使用している各種団体に対して、それぞれの  
団体から1人の推薦を依頼することができる。
- (3) 前号以外の団体及び個人に対しては、市報で公募する。

2 前項第2号及び第3号に規定する団体は、政治、宗教及び営利を目的としない団体とす  
る。

(名簿登載)

第5条 前条第1項各号に基づき推薦又は公募のあった実行委員候補者については、調整会  
(公民館長及び公民館長の指定する者)において、第2条に規定する定数を超えるときは  
抽選等を行い、実行委員候補者名簿に登載する。なお、男女それぞれに偏りがないよう努  
めるものとする。

(委嘱)

第6条 前2条に基づき選出された実行委員候補者について、教育長が教育委員会の同意を  
得て委嘱する。

(任期)

第7条 実行委員の任期は、1期2年を基本とし、再任は原則として2回限りとする。

付 則

この要綱は、平成4年5月13日から施行する。

付 則 (平成8年6月1日)

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

付 則 (平成14年4月8日)

この要綱は、平成14年4月8日から施行する。

付 則 (平成16年6月28日)

この要綱は、平成16年6月28日から施行し、この要綱による改正後の小金井市公民館企画  
実行委員選出要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

付 則（平成24年7月5日）

この要綱は、平成24年7月5日から施行する。

付 則（平成26年3月31日教委要綱第4号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の小金井市公民館企画実行委員選出要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う実行委員の選出から適用する。

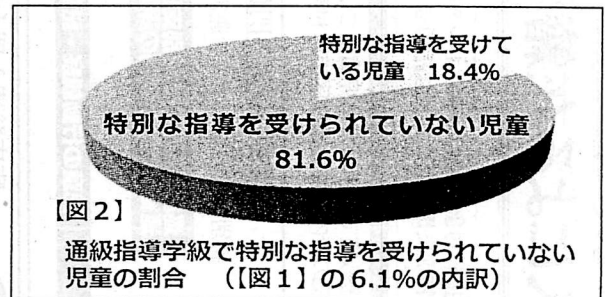
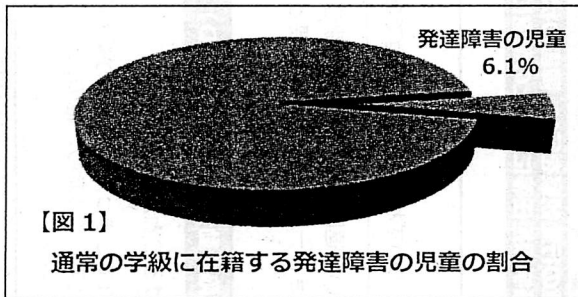
## 教職員の皆さんへ

# 特別支援教室の導入に向けて

～ 小学校の「情緒障害等通級指導学級」が「特別支援教室」に変わります～

発達障害の児童は、小学校の通常の学級にも在籍し【図 1】、在籍学級における一部の授業を抜けて、「情緒障害等通級指導学級（以下「通級指導学級」という。）」で特別な指導を受けています。

通級指導学級が設置されていない学校の児童は、他校に通級しなければならないため、移動に係る負担が大きい等の理由から、特別な指導を受けられていない児童がいます【図 2】。また、通級指導学級が設置されていない学校に在籍する児童の在籍学級担任と通級指導学級教員との連携が十分に図られていない現状があります。



平成 26 年 8 月東京都教育委員会による都内公立小学校への調査より

このため、平成 28 年度以降、準備の整った区市町村において、全ての小学校に「特別支援教室」を設置し、教員が巡回して指導する方式に、変えていくことにより、一人でも多くの児童が、在籍校で特別な指導を受けられるようにしていきます。

### 特別支援教室とは

全ての公立小学校に特別な指導を行う教室を設置し、教員が巡回して指導



特別な指導を受ける発達障害の児童とは・・・「通級による指導の手引」（平成 24 年 文部科学省編著）等より

#### 高機能自閉症 アスペルガー症候群

全体的には知的発達に遅れはないものの、円滑な人間関係ができない、周囲の人が考えていることが推測できない等の発達の偏りが見られ、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### 注意欠陥多動性障害 (ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性の状態等があり、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### 学習障害 (LD)

聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難があり、一部特別な指導を必要とするもの

# 特別支援教室の導入による在籍学級への支援



【注1】 特別支援教室専門員は、特別支援教室導入校に配置

【注2】 臨床発達心理士等とは、「臨床発達心理士」、「特別支援教育士」、「学校心理士」のいずれかの資格取得者であり、特別支援教室導入校を巡回

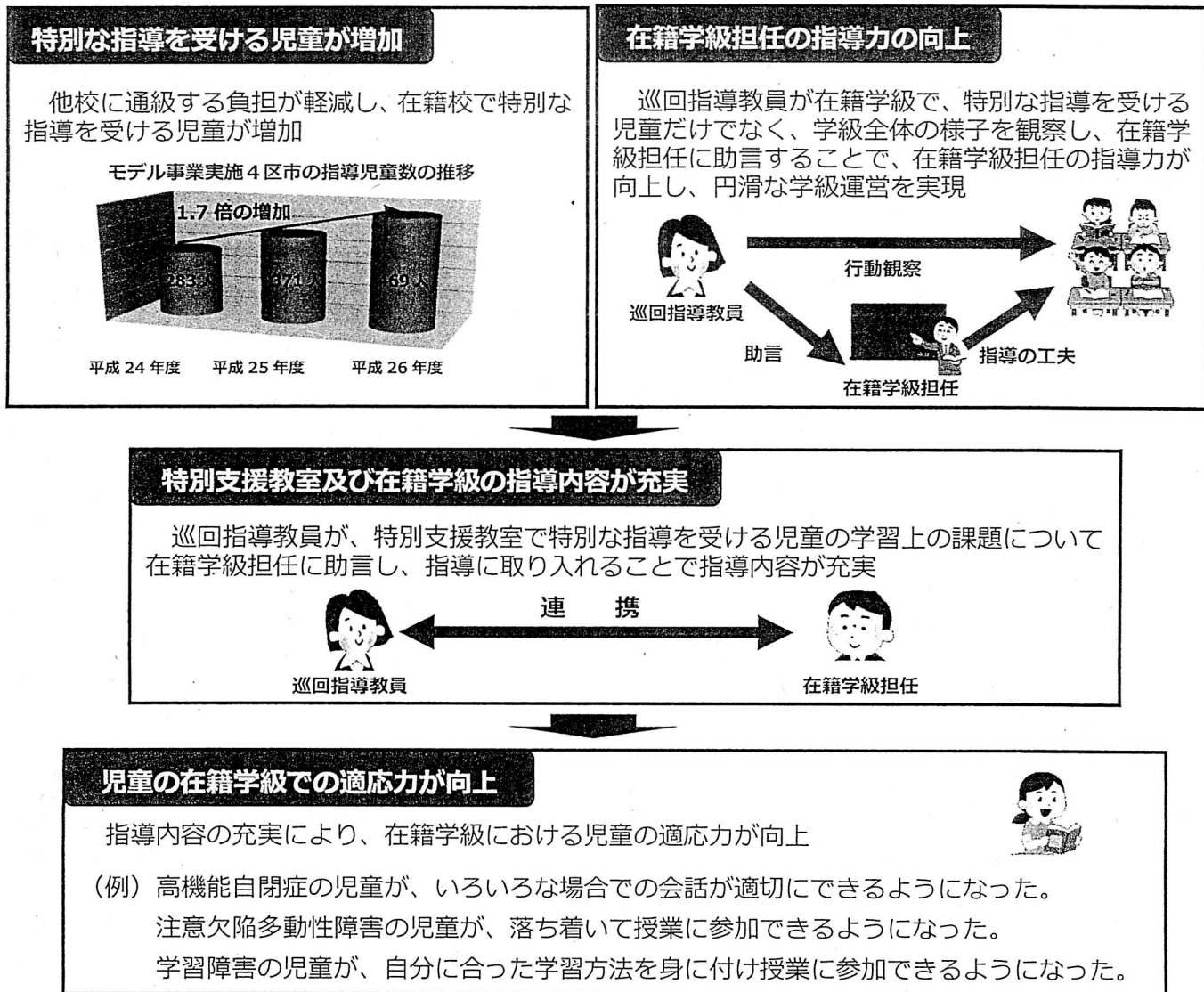
## 特別支援教室で行う指導とは…

通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害等（高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童に対し、障害の状態に応じて「自立活動」や「教科の補充指導」を行うものです。

	高機能自閉症・アスペルガー症候群	注意欠陥多動性障害 (ADHD)	学習障害 (LD)
<b>学習場面で現れる課題【例】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆コミュニケーションがうまく図れない。</li> <li>◆相手の立場になって考えることが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆注意を集中し続けることが難しい。</li> <li>◆授業中に席を離れてしまったり、質問が終わらないうちに出し抜けて答えてしまったり、他の人がしていることを邪魔してしまう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆音読が苦手である。</li> <li>◆書くことが苦手である。</li> <li>◆計算が苦手である。</li> </ul>
<b>指導事例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ロールプレイ等で、適切な会話ができるようになるための指導</li> <li>◆物語の登場人物の気持ちを考えるなどの指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆必要な情報を少なくし、いくつかの情報の中から必要なものに注目できるようにするための指導</li> <li>◆順番に人の話を聞くなど、ルールに従って行動できるようにするための指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自分に合った学習方法を習得し、その方法を取り入れて、国語や算数等の学習ができるようになるための指導</li> </ul>

# 特別支援教室の導入により期待できる効果

平成24年度から平成26年度にかけて実施した「特別支援教室モデル事業」を通して、全ての公立小学校に巡回指導教員が特別な指導を行うことで、以下の効果が期待できます。



# 特別支援教室の導入には理解促進が必要

発達障害の児童一人一人の生活上や学習上の困難さの改善を図るためには、特別支援教室での特別な指導だけでなく、在籍学級や家庭と連携した継続的な指導が重要です。

このため、全ての教職員が特別支援教室の導入と運営に理解を深め、発達障害教育の充実を図ることが大切です。

特別支援教室理解啓発資料「特別支援教室の導入に向けて」  
 東京都教育委員会印刷物登録 平成26年度第182号  
 発行 東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課  
 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

## 小金井チャレンジデー2015の実施結果について

## 1 チャレンジデー結果（5月27日実施）

自治体名	参加者数（A）	参加率（B） （A/C）	人口（C） （平成27年2月1日現在）
小金井市	88,278人	75.2%	117,440人
霧島市（鹿児島県）	103,050人	80.7%	127,658人

## 2 関連イベント（5月27日実施）

内容	時間	場所
ラジオ体操	6:15～17:30	小金井公園、JR東小金井駅北口、フェスティバルコート、栗山公園健康運動センター
バレーボールスクール	9:45～	総合体育館
ウォーキングイベント	10:00～	フェスティバルコート～武蔵野公園
セパタクロ体験会	18:30～	総合体育館

## 3 表彰（小金井市分）

参加率アップ賞 参加団体中前年に比べ最も参加率が上がった団体  
（49.3ポイントアップ）

金メダル 人口7万人以上25万人未満のカテゴリーでは、参加率50パーセント以上の団体

## 教育委員会の今後の日程

平成27年7月14日

会 議 名	日 時	場 所	出 席 者
東京都市教育長会研修会	7月16日(木) 午後2時00分	東京自治会館 4階 講堂	鮎川委員長 福元委員 渡邊委員
平成27年 第8回教育委員会定例会	7月28日(火) 午後1時30分	本庁舎3階 第一会議室	全委員
平成27年 第9回教育委員会定例会	8月25日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
東京都市町村教育委員会 連合会第2回理事会 第1回理事研修会	8月27日(木) 午後2時00分	東京自治会館 大会議室	鮎川委員長
東京都市町村教育委員会 連合会 管外研修会	10月9日(金)	未定	全委員
平成27年 第10回教育委員会定例会	10月13日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員